



各 位

上場会社名 イーサポートリンク株式会社
(J A S D A Q ・ コード番号 2493)
本社所在地 東京都豊島区高田二丁目 17 番 22 号
代 表 者 代表取締役社長 堀 内 信 介
問 合 せ 先 取 締 役 仲 村 淳
電 話 番 号 (03)5979-0784
U R L <http://www.e-supportlink.com/>

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 1 月 11 日開催の取締役会において、株式分割の実施及び単元株制度の採用について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

また、同取締役会において「定款一部変更の件」を平成 25 年 2 月 26 日開催予定の第 15 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

なお、株式分割の実施及び単元株制度の採用については、平成 25 年 2 月 26 日開催予定の第 15 回定時株主総会における定款変更案の承認を条件としております。

記

I. 株式分割及び単元株制度の採用の目的

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、証券市場の流動性及び利便性の向上を図るため、当社の株式の売買単位を 100 株といたします。

これに伴い、当社株式 1 株を 100 株に分割するとともに単元株制度を採用いたします。

なお、この株式分割及び単元株制度の採用に伴う実質的な投資単位の変更はありません。

II. 株式分割の概要

1. 分割の方法

平成 25 年 5 月 31 日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式 1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

2. 分割により増加する株式数

平成 25 年 5 月 31 日最終の発行済株式総数に 99 を乗じた株式数といたします。

①株式分割前の発行済株式総数	44,248 株
②今回の分割により増加する株式数	4,380,552 株
③株式分割後の発行済株式総数	4,424,800 株
④株式分割後の発行可能株式総数	10,700,000 株

3. 分割の日程

基準日公告日	平成 25 年 5 月 16 日 (木曜日)
基 準 日	平成 25 年 5 月 31 日 (金曜日)
効力発生日	平成 25 年 6 月 1 日 (土曜日)

III. 単元株制度の採用

1. 採用する単元株の数

上記「2. 株式分割の概要」の効力発生日である平成 25 年 6 月 1 日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

2. 新設の日程

効力発生日 平成 25 年 6 月 1 日 (土曜日)

【ご参考】

平成 25 年 5 月 29 日 (水曜日)をもって、証券取引所における当社株式の売買単位は、1 株から 100 株に変更されます。

IV. 定款の一部変更について

1. 変更の目的

- (1) 全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、証券市場の流動性及び利便性の向上を図るため、当社株式1株を100株に分割するとともに単元株制度を採用いたしたく、平成25年6月1日付をもって以下の変更を行うものであります。
- ①発行可能株式総数を株式の分割に応じて増加させるため、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- ②株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、変更案第8条（単元株式数）を新設するものであります。
- ③議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるために、変更案第9条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。
- ④株主の皆様の便宜を図るため、変更案第10条（単元未満株主の売渡請求）を新設するものであります。
- ⑤新設条文の効力発生日を定めるため、附則第1条を新設いたします。
- (2) 補欠監査役の任期を定めるため、現行定款第27条（選任方法）及び第28条（任期）に補欠監査役に関する規定を追加するものであります。
- (3) 上記（1）、（2）の変更に対応するため、条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分__は変更箇所を示しております）

現行定款	変更案
（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>107,000株</u> とする。	（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>10,700,000株</u> とする。
第7条 （省略） （新設）	第7条 （現行どおり） <u>（単元株式数）</u>
（新設）	<u>第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</u> <u>（単元未満株式についての権利）</u>
（新設）	<u>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> <u>（1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>（2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>（3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> <u>（4）次条に定める請求をする権利</u> <u>（単元未満株主の売渡請求）</u>
（新設）	<u>第10条 当社の株主は、当社に対し、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。ただし、当社が売り渡すべき自己株式を保有していないときはこの限りではない。</u>
第8条 ～ 第26条 （省略）	第11条 ～ 第29条 （現行どおり）

現行定款	変更案
<p>(選任方法)</p> <p>第 27 条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 (新設)</p> <p>(任期)</p> <p>第 28 条 (省略)</p> <p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第 30 条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 <u>当社は、会社法第 329 条第 2 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において、補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第 31 条 (現行どおり)</p> <p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。<u>ただし、前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>第 1 条 <u>第 6 条及び第 8 条乃至第 10 条の変更は、平成 25 年 6 月 1 日に効力を発生するものとする。なお、本条は、当該効力発生日をもって、これを削除する。</u></p>

3. 日程

株主総会開催日	平成 25 年 2 月 26 日
定款変更の効力発生日	
・ 現行定款第 27 条及び第 28 条の変更、附則の新設	平成 25 年 2 月 26 日
・ 現行定款第 6 条の変更、変更案第 8 条乃至第 10 条の新設	平成 25 年 6 月 1 日

※ 現行定款第 27 条及び第 28 条の変更、附則の新設につきましては、平成 25 年 2 月 26 日開催予定の第 15 回定時株主総会において、承認可決されることを条件といたします。

以上